



半壊以上の家屋が撤去の対象になります

平成30年7月5日からの豪雨に伴う土石流や河川の氾濫により全壊した家屋及び宅地内に流入した土砂混じりのがれきに加え、大規模半壊又は半壊した家屋についても、次の要件を満たすものは、市が撤去します。

- ・ 罹災証明で「半壊」以上の認定を受けたもの（全壊、大規模半壊、半壊が対象）
- ・ 被災前に住んでいた家屋であること

なお、撤去の進め方、業者に費用を払って撤去されている場合の準備書類及び受付窓口の電話番号と受付時間に、変更はありません。

○申込み・お問い合わせ 家屋・がれき撤去班（本庁舎7階）

電話番号 25-5715

受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を含む。）